

会 則

【総 則】

- 【名 称】 本チームは、昭島リトルイーグルスと呼ぶ。(以下、当チームという。)
- 【目 的】 当チームは、“野球”を通して子ども達の健全な精神と健全な肉体の育成を目指し、たゆまぬ努力と明るく・たくましく・素直な成長を期待し、団体生活を通して、将来社会人となるとき、少しでもその手助けとなるようお願い、小学校時代の友情と楽しい思い出を築くことを目的とする。
- 【方 針】 当チームについては、「礼儀・行儀作法」「助け合い・思いやり」「たゆまぬ努力・がんばり」を“野球”を通して個々に浸透させることを第一とし、その上で技術の向上を図る。
当チームは、野球を愛する全ての子どもに分け隔てなくその場を与え、お金のかからない真のスポーツ教育を遂行する。
- 【当チームの所在地】
当チームの所在地は、当チーム部長(代表)宅とする。
- 【事務局の所在地】
当チームの事務局は、当チーム運営委員長宅に置く。
- 【当チームの所属】
当チームは、昭島つつじが丘ハイツ自治会及びアゼリア自治会に所属する。

【規 約】

- 【入 団】 資格：原則として昭島つつじが丘在住の学童とする。
手続：保護者同伴のうえ、事務局にてその承諾を得て入団手続きをする。
- 【練習日】 原則として、毎年2月より12月までの土曜日・日曜日・祝日とする。
- 【欠席届】 本人、または保護者が、直接事務局、または、部長、監督、コーチへ、事前に口頭か電話で連絡をする。
- 【退 団】 保護者同伴で、事務局にて未納会費精算のうえ、自由に退団できる。
- 【除 名】 運営委員会は、次の各項に該当(違反)した者を除名することができる。但し、先に保護者に連絡し、次に本人に言い渡し、かつ弁明・反省する機会を与え、コーチ会議に諮り、除名の可否を決定する。
1. 学校の成績が著しく低下した者。
 2. チームの練習を妨げ、または妨げようとした者。
 3. 当チームの部員として、内外にあるまじき行為をした者。
 4. 何の連絡もなく無断欠席を5回した者。(但し、無断欠席3回目には、事務局より警告が与えられる。)
 5. 当チームの認める欠席許可理由(下記4項目)以外にて年間5回以上欠席した者。
 - ◇ 本人の病気・怪我
 - ◇ 身内の事故・不幸があったとき。

◇ 学校行事（学業優先）

◇ 身内の慶事

6. 会費の滞納

【会費の納付】

金額、納付方法、納付期日等、別に定めるところの会費は、滞滞なく納付する。

【会費の特例】

同一家族内で2人以上の入会者がいる場合は、2人以降の会費を1人目の1/2の金額とする。

また、運営委員会が認めた場合は、会費を減免することができる。

【事故等】 練習・競技のための移動中の事故については、発生せぬよう注意を払うものとするが、もし発生した場合、応急処置を行い、その後については責任を負わないものとする。（但し、スポーツ保険の手続きは行う。）

【運営・その他】

【運営の主体】

当チームの運営は、保護者より選出された運営委員があたり、チームの円滑な活動に寄与する。また、運営に関しては他よりいっさいの干渉を受けないものとするが、コーチ会の意向も配慮する。

【役員】

当チームは以下の役員を置く

部長（代表）1名

監督 1名

運営委員長1名

副運営委員長1～2名

会計 1名

【運営諸事項】

運営委員の運営事項は下記の通りとし、承認事項は運営委員会に諮り、絶対多数をもって決定する。

1. コーチ会の互選・推薦による部長・監督の承認
2. 監督の推薦によるマネージャー、コーチの承認
3. コーチ会立案による年間活動計画の承認
4. 入・退団及び除名の承認
5. 年度会費の承認
6. 備品・用具等購入の承認
7. 定期総会（1月）の主催
8. 閉幕大会及び納会（12月）の主催
9. 卒団式（3月）の主催
10. 会費の徴収・管理

11. スポーツ保険の手続き

12. その他

上記以外で、チームの円滑な活動に必要なと思われる諸事項

【運営費】 当チームの運営費は、①会費 ②自治会助成金 ③その他 により構成される。

会費は、その金額について、運営委員会が毎年検討しなければならない。会費の変更は、総会の承認を得なければならない。

自治会助成金の折衝は、運営委員長、または、運営委員長が指名した者があたる。

【運営委員及び運営委員長の選出】

運営委員の選出は、総会で保護者の互選により行う。(6年生の保護者全員(1世帯1名)及び5年生と4年生以下の保護者から各2名)

運営委員長の選出は、運営委員の互選により行う。

【運営委員及び運営委員長の任期】

運営委員及び運営委員長の任期は定期総会から定期総会までの1年間とし、再選は妨げない。

【運営委員会議】

運営委員会議は、運営委員長が必要と認めた場合、運営委員を招集し、運営上の事項を話し合う。また、部長、監督、マネージャー、コーチは、当会議に、必要に応じオブザーバーとして参加することができる。

【部長、監督、マネージャー及びコーチの選出】

部長及び監督は、コーチの互選、または推薦によりコーチ会議が提案し、運営委員会の承認により決定する。

マネージャー及びコーチは、部長及び監督の推薦で、運営委員会の承認により決定する。

【部長、監督、マネージャー及びコーチの任期】

部長、監督、マネージャー及びコーチの任期は、定期総会から定期総会までの1年間とし、再選は妨げない。

【コーチ会議】

コーチ会議は、部長または監督が必要と認めた場合に招集し、指導上の諸事項について話し合う。コーチ会議の構成員は、部長、監督、マネージャー及びコーチとする。また、運営委員は、当会議に、必要に応じオブザーバーとして参加することができる。

【総会】 定期総会は、運営委員長の招集により、1年に1回(原則として1月)開催し、活動報告・会計報告の承認、活動計画・予算案の決定及び運営委員の選出を行うとともに、部長・監督・マネージャー・コーチの紹介等を行う。

臨時総会は、運営委員長、または、総会出席対象者の過半数の要請によって開催することができる。当チームの円滑な活動を推進するための議題の検討等を行う。

総会の出席対象者は、保護者、部長、監督、マネージャー及びコーチとし、出席対象者総数(保護者は1世帯で1名)の過半数で総会は成立するものとする。

【会則の有効期間及び改正】

本会則の有効期間は1年間とし、定期総会、または臨時総会において改正の発議がない場合は自動延長とする。

本会則の改正は、総会出席者の2/3の承認によって決定されるものとする。

【附 則】 本会則は、昭和56年10月1日より施行する。

一部改正 平成元年10月8日の父母総会で改訂する。

一部改正 平成9年10月19日の父母総会で改訂する。

一部改正 平成15年7月12日の臨時父母総会で改訂する。

会費の改定については、平成15年7月より実施する。

一部改正 平成28年1月11日の定期総会で改訂する。